

# 君津市廃棄物減量等推進審議会の概要

## 1 設置根拠

君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例

第9条 廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査及び審議するため、君津市廃棄物減量等推進審議会を置く。

## 2 所掌事務

廃棄物の排出の抑制、再利用及び適正な処理の推進に関する事項等

- ・ 一般廃棄物処理基本計画【君津市食品ロス削減推進計画】の策定  
現計画：令和6年3月策定→目標年次令和15年度  
見直し：概ね5年ごと、または社会情勢等が大きく変動した場合
- ・ ごみ、し尿の収集方法、処理方法、処理手数料等

## 3 委員

(1) 委員定数：15人以内

(構成：市議会議員、学識経験者、事業者の代表、市民の代表者、市長が必要と認める者)

(2) 任期：2年（再任は妨げない）

(令和6年11月1日～令和8年10月31日)

## 4 君津市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する条例施行規則の抜粋

(廃棄物減量等推進審議会の会長及び副会長)

第2条 条例第9条に規定する君津市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。